

児童扶養手当システム標準化有識者検討会
(第2回) 議事要旨

日時：令和4年3月10日(木) 13:30～15:30

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

出席者(敬称略)：

(※)はオンライン参加

(座長)

生田 正幸 関西学院大学 人間福祉学部教授

(構成員)

細越 亜起子 青森県健康福祉部こどもみらい課 課長代理 (※)
北川 直子 川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課 課長 (※)
井上 美歩路 東大阪市市民生活部国民年金課 課長 (※)
金川 年宏 加古川市家庭支援部 副課長 (※)
山本 雅也 長野市こども未来部子育て支援課 課長補佐 (※)

近藤 誠 日本電気株式会社 (※)
柿沼 祐司 富士通 Japan 株式会社 (※)
中垣 伸哉 株式会社アイネス (※)
川畑 幸徳 株式会社日立システムズ (※)

(オブザーバ)

伊藤 豪一 デジタル庁プロダクトマネージャー (※)
前田 みゆき デジタル庁プロダクトマネージャー (※)
池端 桃子 デジタル庁プロダクトマネージャー (※)
丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (※)
清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (※)
吉積 亮 デジタル庁統括官付参事官付 (※)
小林 克志 厚生労働省デジタル統括アドバイザ (※)

(厚生労働省)

中野 孝浩 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 (※)
笹田 法明 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐 (※)

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① ご出席状況の確認
 - ② 事務局提出資料について
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（全体スケジュールについて）

- 今年度の標準化検討において、2回の有識者検討会と、各2回ずつの自治体分科会・ベンダ分科会の計6回の協議を実施した。また、各検討会・分科会等でのご意見を踏まえ、計3回の標準仕様書（案）の全体更新を行った。
- 来年度の全国意見照会にて標準仕様書の内容更新を行い、来年度8月に標準仕様書1.0版の展開を予定している。

（これまでの検討の振り返り（全体））

- 必須・オプションの整理について
 - 前提として今年度の標準仕様書（案）は市をベースに作成しており、必須・オプションの整理基準としては、「①全ての市に必要な要件」を必須機能に分類し、「②特定の区分の地方公共団体や大規模自治体にのみ必要な要件」、「③職員事務の効率化や、住民の利便性向上の趣旨で法令様式に追加する要件」、「④自治体により実装状況の異なる要件」をオプション機能に分類した。
- 様式に定めのある帳票の変更可能範囲について
 - 施行規則・準則・厚労省からの通知・事務処理マニュアルで様式が定められている帳票は、原則変更等を認めないが、例外的に支給事務の効率化や住民の手続き負担軽減の趣旨で必要となる項目追加・配置変更のみ認める方針とした。
- 非機能要件の追加について
 - 先行する住民記録においてアクセスログ管理や操作権限管理等を機能要件として明記していることから、児童扶養手当も同様に、非機能要件として、アクセスログ管理、操作権限管理、ヘルプ機能を、機能要件の共通機能として追記した。
- 本年度検討を行った標準仕様書（案）について
 - 標準仕様書（案）として、「ツリー図」「業務フロー」「機能要件」「帳票一覧」「帳票詳細」「帳票レイアウト」を作成した。
 - 「ツリー図」はAPPLICで定義されている機能構成図をベースに作成し、事務処理マニュアル、構成員様のご意見を踏まえ、「支給停止関係届」「公的年金併給認定」「証書再発行」等の業務を新たに追加した。加えて、「額改定」は、児童の増員・減員時の事務が異なることから、「額改定請求（増員）」「額改定届（減員）」へ分割して

定義した。

- 「業務フロー」は事務処理マニュアルをベースに作成し、市等が行う事務を対象に定義した。福祉事務所未設置の町村や都道府県が行う事務は対象としない前提で検討を実施した。
- 「機能要件」は自治体規模の違い等による要件で必須・オプション機能を整理し、非機能要件も共通機能として定義した。
- 「帳票要件」は「帳票一覧」、「詳細要件」から成り、法令等様式で定められている帳票を原則必須帳票として定義し、法令等様式以外で、構成員様から意見のあった帳票については、それぞれ必要性を協議の上、オプション帳票として定義した。また、一覧系の帳票はEUC機能による抽出・確認・加工できる機能を定め、帳票要件は定めないこととした。
- 「帳票レイアウト」は、必須帳票に関しては追加が必要な項目をオプションとして追加し、オプション帳票に関しては、ベンダ各社が実装している帳票データをご提供頂き、頂いたデータを参考にレイアウトを作成した。

(これまでの検討の振り返り(個別論点))

- (論点1) 自治体から住民に向けて郵送する際に利用する、窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力を必須機能として定義すべきかどうか。
 - 自治体によって利用状況が異なるため、宛名シールだけではなく、宛名状についても定義した。また、宛名シール及び宛名状は法令等様式がないため、オプション帳票とした。
- (論点2) 住記と連携して取得する「世帯情報」とは別に、「児童扶養手当用世帯情報」を管理する必要があるか。
 - 住記と連携して取得する世帯情報とは別に、実態としての世帯情報を管理する必要があるため、児童扶養手当用世帯情報を管理する機能を追加した。
- (論点3) 各種一覧表等の実施方法について、どのように機能要件に記載すべきか。
 - EUC機能で実現すべき機能として位置づけた。先行する障害者福祉・介護保険システム標準仕様書の記載に倣い、「指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)」として機能要件に記載した。
- (論点4) 補正命令に係る文書は、帳票要件として定義すべきか。
 - 補正命令に係る文書については、事務処理マニュアルにおいて利用することが記載されており、本検討会構成員の自治体の多くで補正命令に準ずる書類を利用しているが、法令等様式には定めがないため、オプション帳票として定義した。
- (論点5) 住民記録情報の異動について児童扶養手当システムに取り込んだ上で履歴管理すべきかどうか。
 - 履歴を把握できる機能は必要であると想定するが、履歴管理を行う手段としては、住民記録の情報取り込みを行った上でデータ保持をするほか、住民記録上で管理している情報を参照することでの対応も可能であり、複数の手段が取り得るため、データの取り込み有無については、標準仕様として規定しないこととした。
- (論点6) 自治体から住民に送付する帳票に記載の「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義することでよいか。
 - 先行する障害者福祉・介護保険の記載に倣い、機能要件は「文書番号を伴う通知書出力時は、手入力した文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること」と定義した。文書記号は組織の記号等を指している。また、帳

票詳細要件では「文書番号」のみ定義し、「文書記号」「通番」については定義しないこととした。

- （論点 7）各種申立書や調書に記載の内容については、各管理項目まではシステム実装せず、備考欄に必要な応じて記載する運用で問題ないか。
 - もともと申立書や調書に記載の項目を網羅的に管理することとして整理していたが、自治体・ベンダ構成員の方から、全て管理項目としてシステム入力とするとなると、システム開発コスト及び自治体負荷が高まるとのご指摘を頂いた。そのため、事務処理上必要な項目のみをベンダ構成員に確認し、機能要件へ追加した。
- （論点 8）施行規則第三条の五に定めのある「所得状況届」について、当帳票は受給資格者・申請者から自治体に提出するものであるが、入力項目が多いため、受給資格者・申請者の負担軽減を図るためシステム出力する帳票として定義するのはいかがか。
 - 自治体規模に応じて、当帳票のシステム出力の必要性が異なることが想定されるため、当帳票をオプション帳票として定義した。
- （論点 9）デジタルファーストの原則に則り、「受給資格者台帳の写し」を自治体間で紙文書にてやり取りするという「事務取扱準則」の規定を見直すことはできるか。
 - 各種法令等の見直しに係る意見については、次年度以降への申し送り事項とし、今年度は現行の規定の範囲内での検討を実施した。
- （論点 10）額改定手続きに際し、現状業務レベルとして一つにまとめている、児童増員・減員に係る額改定の処理を、分けて記載することでいかがか。
 - 業務上・行政上の手続きが異なるため、額改定を、児童増員の際の「額改定請求（増員）」・児童減員の際の「額改定届（減員）」の 2 つの事務に分け、それぞれで業務フロー・機能要件を作成した。
- （論点 11）手当支払業務において、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付することを業務フローに明記すべきかどうか。
 - 自治体によって利用有無が異なる、標準準拠システムを利用する際の参考の業務フローとして定義するものとしているため、一部自治体では手当支払後に支払通知書を送付していない旨のご意見を頂いたが、業務フローの位置付けは、標準準拠システムを用いた業務を行うための参考業務フローとして示すものであり、本業務フローに各自治体が、完全に則る必要はないことから、支払通知書送付の業務フローを残すこととした。
- （論点 12）市外転出の業務において、転出した受給資格者に対し転出元自治体で「支払差止」した後、「支払差止解除処理」を行うべきか。
 - 転出時の支払差止処理の有無に限らず、転出元自治体が転出した月の手当を翌月支払い、翌々月以降の手当が支払われないようになっていけば問題ないことから、必ずしも差止処理を必要としないよう、「転出先自治体から台帳送付依頼を受領するまでの間、対象受給資格者への手当支払を止める（対象受給資格者の手当額を 0 円にする等）ことができること」として記載した。
- （論点 13）現況届は先に述べた所得状況届と同様記入項目が多いため、毎年 8 月に自治体から住民に送付する際に、システムから印字可能な項目を印字できる機能を定義している。現況届内の項目は、どこまでをシステムから印字すべきか。また、現況届の印字有無の切り替え機能を設ける場合、その切り替えの実施主体は、誰とすべきか。
 - 記載箇所が非常に多く、住民の記入や職員による確認が大きな負担となっているため、自治体が保有する情報は可能な限り印字した現況届を受給者へ送付することを前提とする。

- 一方で、一部の項目については、自治体によって、印字しないほうが望ましいものが存在するため、印字する・しないを切り替える機能を設けることとした。
- 印字する・しないの切り替えについて、実施主体はベンダの SE なのか、自治体職員なのかという議論があったが、本標準仕様においては、その実施主体を定めることはせず、誰でも切り替えが可能な機能となるよう、「現況届における印字項目は、カスタマイズすることなく、その印字可否を自由に設定できること」とする。
- (論点 1 4) 過払管理の機能を実装必須とするのはどうか。
 - 過払金の処理方法として、内払調整と請求書払いがあるが、請求書払いに関しては、各種業務システムと連携する財務等決済システムで行うため、システム仕様が自治体により異なる。そのため、債権の消込処理等、債権に関する記載については、児童扶養手当システム標準仕様書としては対象外とした。

(次年度以降検討への申し送り事項)

- (申し送り事項 1) 統計・報告における具体的な集計方法の規定について
 - 統計・報告における標準仕様を定める場合、現状は、各自治体やシステムの見解、システム仕様上の都合などにより、各システムの集計仕様が決まっており、集計方法が統一されておらず、「受付件数」の集計対象等、対象が不明瞭な要素もある。
 - 上記観点から、今回の標準化に際しては、国として福祉行政報告例の記入要領等で、実運用に即した仕様を詳細に定める必要があると考える。
- (申し送り事項 2) 都道府県の団体内統合宛名システムとの連携要件の検討について
 - 都道府県提供のシステム上でも団体内統合宛名システムが保有する情報を参照する機能が必要だと考えるが、都道府県における団体統合宛名システムについては、今後提供される予定であるため、先行して導入している都道府県の仕様を調査したうえで、標準仕様として定義して頂きたい。
- (申し送り事項 3) 複数の業務システム間のシングル・サイン・オンの検討について
 - 非機能要件の操作権限管理の機能の一つとして、「認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。」と記載しているが、児童扶養手当システム以外の複数の業務システム間のシングル・サイン・オン認証の実装についても検討して頂きたい。
- (申し送り事項 4) 支払通知書及び支払解除通知書の様式の規定について
 - 法第 15 条に基づく「児童扶養手当支払差止通知書」は処分性を有していることに加え児童扶養手当事務においては出力件数も多いため、国（厚労省）により、必須帳票として様式を定義して頂きたい。
- (申し送り事項 5) 自治体業務の実態と省令等の差分の解消について
 - 障害等認定業務のうち、省令第 4 条の 2 に基づく児童の障害の状態の届出については、同条において「手当の支給が行われている児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した場合」に届け出るものと規定されている。
 - しかし、実運用では、事務が煩雑となることが懸念されるため、年齢到達前に障害認定の届出を受け付けている。国においても実態に合わせて省令を改正する等整理して頂きたい。
- (申し送り事項 6) 紙媒体での帳票のやり取りに関して、デジタルファーストの原則に基づき、自治体間のクラウド上等でのデータ連携を可能とできるような現行制度の見直しを行うことについて

- 今後の標準化を進めるにあたり、紙媒体でのやり取りではなく、例えばクラウドを介して自治体間で情報共有できるようにするなど、国の「児童扶養手当事務取扱準則」の規定そのもの見直しを希望する。
- (申し送り事項 7)「児童扶養手当証書」の発行・交付について、マイナンバーカードの紐づけも見据えた現行制度の見直しについて
 - 児童扶養手当証書を発行して受給資格者に交付する業務自体、デジタルファーストではないと考えており、例えばマイナンバーカードに紐づけて一本化する等、現行制度を見直す余地があると考えている。
- (申し送り事項 8)統計・報告に係る書類を紙で送付することについて、デジタルファーストの観点からデータでの提出等を想定した、現行制度の見直しについて
 - 統計・報告については、出力する紙の枚数も多く、紙文書での送付を毎度行うことが担当職員の業務の負担となっているため、自治体から国への提出の際には、紙以外（データ送付等）の形でやりとりができるよう、自治体と国の間での報告方法の見直しを検討してほしい。
- (申し送り事項 9)今後の調書・申立書のオンライン化について
 - 現時点では紙での申立書・調書の提出が求められているが、申立書・調書のオンライン申請を検討する中で、現時点での標準仕様書（案）では、調書・申立書に記載の項目を管理項目として全て標準仕様書上で定めないとのことだが、今後オンライン申請が導入された場合等には、標準仕様書上の業務及び機能要件が変わる可能性があるため留意してほしい。